



報道発表資料の配付日時 11月8日(火) 11時00分

発表項目	令和4年度第7回北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会の開催について (WEB開催)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり開催いたしますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和4年11月10日(木) 14:00～</p> <p>2 場所 上川合同庁舎 1階 103号会議室(旭川市永山6条19丁目)</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネクステージ旭川店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について ・「(仮称) ツルハドラッグ旭川近文店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について <p>※ 当審議会は平成17年10月から審議事項を公開することになりました。今後の審議会の開催予定、議事要旨は以下のHPで確認できます。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/link65.htm</p>		
参考	<p>■ 平成12年に施行された「大規模小売店舗立地法」は、店舗面積1千平方メートルの規模を超えて小売業を行う建物(大規模小売店舗)の設置者に対し、特に周辺的生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものです。</p> <p>■ 道は、届出の審査に当たっては公平性・合理性の確保が重要であるとの観点から、審議会条例を制定し、地域の実情に精通し、かつ各専門分野での学識経験を有する方々で構成される北海道大規模小売店舗立地審議会を設置して、法の運用に当たっています。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	写真撮影は部会開催前に申し出いただいた場合に限り、撮影時間を設けません。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働観光課長 水口 祐司 TEL 0166-46-5131 (ダイヤルイン) 総合振興局内線 2400		
---------	--	--	--

審議案件に関する概要

令和 4 年 1 1 月 1 0 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 3 月 1 8 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 ネクステージ 代表取締役 浜脇 浩次	愛知県名古屋市中区新栄町 1 丁目 1 番地 明治安田生命名古屋ビル 1 4 階

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ネクステージ旭川店 旭川市永山 2 条 7 丁目 5 8 - 3 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 ネクステージ 代表取締役 浜脇 浩次 愛知県名古屋市中区新栄町 1 丁目 1 番地 明治安田生命名古屋ビル 1 4 階	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 1 月 1 9 日	
(4) 店舗面積の合計	3, 3 7 4 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 9 台
	駐輪場の収容台数	0 台
	荷さばき施設の面積	6 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	1 2. 9 0 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 1 0 時 0 0 分 ~ 午後 8 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 9 時 4 5 分 ~ 午後 8 時 1 5 分
	駐車場の出入口数	出入口 1 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1 7 台 < 設置台数 1 9 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	0 台 ・ 業態特性により自転車バイク等の需要がないことから、当該店舗における駐輪場は設置しない。 ・ 今後の営業において、必要となる場合は駐輪場等の整備を検討する。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設については、荷さばき処理能力 1 時間あたり 1 台に対し、1 時間あたり 1 台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。

				<ul style="list-style-type: none"> ・搬入作業は原則来客の少ない平日に実施し、搬入ドライバーには入出庫の際の安全確認を行うよう指導する。 ・出庫時には従業員による誘導を行う。 		
	歩行者の安全対策			<ul style="list-style-type: none"> ・見通しのよい駐車場配置、看板設置により、場内における歩行者等の安全を確保する。 		
	除排雪による堆積方法			<ul style="list-style-type: none"> ・積雪が生じた場合には除雪に努め、在庫車両駐車場や敷地の一部を堆雪スペースとして活用する。 ・出入口については、車両からの見通しが確保できるよう配慮する。 ・深夜早朝の除排雪は近隣生活環境に配慮し極力実施しない。 		
	その他			<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時等、繁忙が予想される場合には交通整理員等の配置を適宜検討する。 		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	60 dB	43 dB	○	
		B	60 dB	50 dB	○	
		C	60 dB	52 dB	○	
		D	60 dB	41 dB	○	
		E	60 dB	58 dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	50 dB	-8 dB	○	
		B	50 dB	-7 dB	○	
		C	50 dB	38 dB	○	
		D	50 dB	-7 dB	○	
		E	50 dB	22 dB	○	
	夜間の音源	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	毎最大値の	P1	排気②	50 dB	40 dB	○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速度走行などの指導を行う。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリングストップを呼びかける看板を設置する。 ・付帯設備については低騒音型を選定し、必要最低限の稼働とする。 				
青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、車両の進入による騒音公害が発生しないよう配慮する。 				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		必要保管容量 6.75m ³ < 設置容量 12.90m ³			
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。 			
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。 			

	減量化、リサイクル等	・計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。 ・商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・加工場や保管施設の定期的な清掃等により周期の発生を抑制します。
	その他の対応方策	・梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図る。
(4)	街並みづくり等への配慮	・建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守する。 ・敷地内及びその周辺の清掃・美化に努める。
(5)	防災対策への配慮	・具体的な協力要請等があれば、必要な協力を行う。
(6)	防犯対策への配慮	・営業時間終了後は、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖する。
(7)	関係行政機関との協議状況	
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川東警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村(旭川市)	協議済み
	道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)	市町村の意見	なし
(2)	住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

なし

審議案件に関する概要

令和 4 年 1 1 月 1 0 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 5 月 1 3 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 ツルハ 代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1番21号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ツルハドラッグ旭川近文店 旭川市北門町14丁目2144-2, -129, -159, -160, -163	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3) 新設日	令和 5 年 1 月 1 4 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 2 7 0 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	4 2 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	7 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 5 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 5 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 4 2 台 = 設置台数 4 2 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	10 台 ・ 自動二輪車の来客は極端に少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能と考える。 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはない。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設については、荷さばき処理能力 1 時間あたり 3 台に対し、1 台の搬入としており、十分な施設面積を確保している。 ・ 各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。

				・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。		
	歩行者の安全対策			・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・来客車両に対し、各出入口に看板を設置し注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。		
	除排雪による堆積方法			・降雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させる。 ・堆積場の雪は適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合には、その排雪にも努める。		
	その他			・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシで周知させ交通渋滞の緩和に配慮する。		
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	46dB	◎	
		2	55dB	46dB	◎	
		3	55dB	42dB	◎	
		4	55dB	40dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	38dB	◎	
		2	45dB	39dB	◎	
		3	45dB	32dB	◎	
		4	45dB	30dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機	40dB	33dB	◎
		a2	排気②	40dB	44dB	○
	規制基準値を超える、予測地点a2について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。					
		再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a2	排気②	40dB	38dB	◎
	騒音問題の一般的対策			・店舗社員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速度走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時～翌午前6時まで）は行わない。		
	荷さばき作業等の対策			・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬出入車両等にアイドリング停止を徹底させる。		

	付帯設備・施設等の対策	・ 室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。
	青少年の蝟集等の対策	・ 営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。
	その他の対応方策	・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・ 住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.883m ³ < 設置容量 6.975m ³
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物等保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。
	運搬・処理対策	・ 廃棄物を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・ 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 ・ 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 当該施設では調理等を行わないため調理臭は発生しない。 ・ 在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める。 ・ まれに食品の廃棄が想定させるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		・ 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・ 当該地域が立地する地域において、町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・ 所管警察との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。

(7)関係行政機関との協議状況		
公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川中央警察署交通第一課)		協議済み
地元市町村(旭川市)		協議済み
道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)		協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

なし
